

京都市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年6月6日

京都市人事委員会

委員長 松枝 尚哉

京都市人事委員会規則第1号

京都市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

京都市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次の1号を加える。

(28) 社会福祉法人錦会

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(人事委員会事務局)